

## 京都市告示第 365号

子どもを共に育む京都市民憲章を次のように制定します。

平成19年2月5日

京都市長 梶本 頼兼

### 子どもを共に育む京都市民憲章

わたくしたちのまち京都には、子どもを社会の宝として、愛し、<sup>いっく</sup>慈しみ、将来を託してきた、人づくりの伝統があります。

そうした伝統を受け継ぎ、人と自然が調和し、命のつながりを大切にして、子どもを健やかで心豊かに育む社会を築くことは、京都市民の使命です。

大人は、子どもの可能性を信じ、自ら育つ力を大切にして、子どもを見守り、<sup>ほ</sup>褒め、時には<sup>しか</sup>叱り、共に成長していくことが求められます。そして、子どもを取り巻く状況を常に見つめ、命と健やかな育ちを<sup>おびや</sup>脅かすものに対して、<sup>きぜん</sup>毅然とした態度で<sup>のぞ</sup>臨む必要があります。

わたくしたちは、子どもたちの今と未来のため、家庭、地域、学校、企業、行政など社会のあらゆる場で、人と人の<sup>きずな</sup>絆を結び、共に生きるうえでの行動規範として市民憲章を定めます。

わたくしたちは、

- 1 子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守ります。
- 1 子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。
- 1 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。
- 1 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の<sup>きずな</sup>絆を大切にします。
- 1 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げます。
- 1 子どもを育む自然の恵みを大切に、社会の環境づくりを優先します。

(保健福祉局子育て支援部児童家庭課及び教育委員会事務局生涯学習部)